

令和5年度失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業実施要領

1 事業の目的

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、外出時や公共交通機関利用時等のコミュニケーションについての知識と技術の指導を行うことにより、失語症者向け意思疎通支援者を養成し、もって失語症者の福祉の増進に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、愛媛県とし、実施機関に委託して実施する。

3 実施機関

実施機関は、一般社団法人愛媛県言語聴覚士会とする。

4 対象者

次のいずれにも該当する者とする。

【全カリキュラム課程】

- (1) 県内に居住又は勤務する者
- (2) 令和5年4月1日現在、満18歳以上である者
- (3) 修了後、失語症者向け意思疎通支援活動を行える者

【補講課程】

前年度失語症者向け養成研修を受講した者で、当該研修の課程の科目の一部を履修していない者

5 実施方法等

- (1) 本研修は、失語症者向け意思疎通支援者養成研修課程とし、課程の区分、実施回数、定員及び講習時間は次表のとおりとする。ただし、実施機関は、受講申込の状況に応じ、知事と協議のうえ定員を増員することができる。

区 分	実施回数	定員	講習時間
全カリキュラム課程	1回	15名	40時間 うち講義12時間 実習28時間
補講課程			全カリキュラム課程の講習時間のうち、前年度失語症者向け意思疎通支援者養成研修において履修しなかった科目の時間に相当する時間

- (2) 受講者が参加しやすい日時を選定するものとする。
- (3) 講師は、専門的知識があり、かつ、失語症者等の福祉に相当の経験と理解を有する者とする。

6 受講の手続等

- (1) 研修を受講しようとする者は、受講申込書（様式第1号）により、実施機関に申し込むものとする。
- (2) 実施機関は、申込者が定員を超えたときは、公平な方法により選考して受講者を決定するものとする。
- (3) 実施機関は、研修開始までに受講決定者を知事に報告するものとする。

7 研修参加費用

研修の開催費用は実施主体の負担とし、受講料は無料とする。ただし、研修に必要な教材費等の実費相当分は受講者の負担とすることができる。

8 修了証書の交付等

- (1) 知事は、課程の全科目を履修した者（以下「研修修了者」という。）に対し、修了証書（様式第2号）を交付するものとする。
- (2) 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要な事項を記載した名簿（様式第3号）を管理するものとする。